

## 広島県史跡の指定範囲の追加について

### 1 概要

広島県教育委員会は、令和5年4月28日、広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）第36条第1項の規定により広島県史跡の指定範囲を追加することを決定した。

### 2 広島県史跡の指定範囲を追加することを決定した文化財

- (1) 種別 広島県史跡
- (2) 名称 松本古墳
- (3) 時代 5世紀
- (4) 所在地 福山市神村町字城ノ元 697番、698番2、699番、700番5、701番1、702番4
- (5) 所有者 個人
- (6) 内容

松本古墳は、松永湾を南に望む標高約17メートルの丘陵南端部に位置する5世紀（古墳時代中期）の古墳である。松永湾に臨む大型古墳の一つとして注目され、昭和24年8月12日付けで広島県史跡に指定された。

当初指定時には、墳丘の高まり部分のみが指定されていたが、平成26年度から平成30年度に福山市教育委員会が行った発掘調査で、古墳の直径が円墳としては県内第1位となる約65mであることが明らかになり、令和元年10月21日に墳丘の北側から東側にかけての部分が追加指定された。その後平成30年から令和3年にかけて調査を継続したところ、南西に造り出し状の突出部をもつ墳形であることが確認できた。

当該古墳は、新たな知見が得られた墳丘南側の部分も一体の文化財として保存・継承する必要があると認められるので、広島県史跡の指定範囲を追加する。



今回指定対象範囲  
令和元年追加指定範囲  
広島県史跡松本古墳 航空写真・追加指定範囲

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

令和5年5月29日現在

国指定文化財			県指定文化財		合計	
種別(種類)		件数	種別(種類)			
国 宝	建造物	7			7	
	絵画	2			2	
	工芸品	16			16	
	書跡・典籍・古文書	1			1	
	小計	26			26	
重要文化財	建造物	57	重要文化財	建造物	46	103
	絵画	11		絵画	51	62
	彫刻	44		彫刻	94	138
	工芸品	61		工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20		書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	4		考古資料	18	22
	歴史資料	4		歴史資料	4	8
	小計	201		小計	319	520
重要無形文化財		0	無形文化財		2	2
重要有形民俗文化財		7	有形民俗文化財		5	12
重要無形民俗文化財		4	無形民俗文化財		67	71
記念物	特別史跡・特別名勝	1	記念物			1
	特別史跡	1				1
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	1				1
	史跡	27		史跡	125	152
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	115	130
	小計	53		名勝天然記念物	1	1
			小計	247	300	
重要伝統的建造物群		4				4
合計		295	合計		640	935
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財					11	
選定保存技術					1	
登録文化財		登録有形文化財			292	
		登録有形民俗文化財			1	
		登録記念物			3	

※1 網かけ部分が今回決定した文化財に関係する部分である。

※2 今回は広島県史跡の指定範囲の追加のため、指定件数の変更はない。